

会員に関する内規

制定：2016年1月31日

1 本内規は、日本図書館情報学会規約第5条および第7条に基づき、会員の種別と権利を定めることを目的とする。

2 正会員とは、図書館情報学研究ならびに図書館業務にたずさわる者、および図書館情報学に関心のある者を指す。

(1) 正会員は以下の権利と義務を有する。

- 1) 機関誌の配布を受けること
- 2) 機関誌への投稿
- 3) 研究集会への参加
- 4) 研究集会における研究発表の申込み
- 5) 総会参加と議案提出
- 6) 役員選挙・被選挙権
- 7) 学会賞、論文賞、奨励賞の選考対象となること
- 8) 入会金と会費の納入

(2) 学籍があつて正会員となっている場合、研究発表、論文投稿において、学籍のある機関名と職場機関名について、併記あるいはどちらか一方の選択を可能とする。

(3) 正会員は3年間の会費滞納で資格停止処分とする。

3 学生会員とは、夜間・週末コースを含む正規課程の学生のことを指す。

(1) 大学における学部、大学院の正規課程に所属している「研究生」を含む。

(2) 「聴講生」、「科目等履修生」、「研修生」等は学生会員となることができない。

(3) 学生会員となる要件を満たしていても、本人の希望により正会員となることができる。

(4) 学生会員は、以下の権利と義務を有する。

- 1) 機関誌の配布を受けること
- 2) 機関誌への投稿
- 3) 研究集会への参加
- 4) 研究集会における研究発表の申込み
- 5) 論文賞、奨励賞の選考対象となること
- 6) 入会金と会費の納入

(5) 学生会員の研究発表ならびに論文投稿における所属の表記は、学籍のある機関名とする。

(6) 学生会員は、2年間の会費滞納で資格停止処分とする。

4 団体会員とは図書館および類縁機関を指す。

(1) 団体会員は、以下の権利と義務を有する。

- 1) 機関誌の配布を受けること
- 2) 当該機関に所属する者の研究集会への参加
- 3) 入会金と会費の納入

(2) 団体会員は、3年間の会費滞納で資格停止処分とする。

5 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体を指す。

(1) 賛助会員は、以下の権利と義務を有する。

- 1) 機関誌の配布を受けること
- 2) 当該機関に所属する者の研究集会への参加
- 3) 入会金と会費の納入

(2) 賛助会員は、3年間の会費滞納で資格停止処分とする。

6 名誉会員とは、図書館情報学および本会に功労のあったもののうちから、総会決議をもって推薦された者を指す。

(1) 名誉会員は、以下の権利を有する。

- 1) 機関誌の配布を受けること
- 2) 研究集会への参加

付則 本内規は2016年4月1日から施行する。